

## 令和5年度避難退域時検査場所候補地における各種調査及びレイアウト作成業務 仕様書

### 1. 業務件名

令和5年度避難退域時検査場所候補地における各種調査及びレイアウト作成業務

### 2. 業務目的

原子力災害対策指針では、原子力災害時において放射性物質が放出された後には、O I L 1又はO I L 2に基づき住民等に避難又は一時移転等の防護措置を実施し、その防護措置の対象となった住民等に対して、避難退域時検査を実施し、除染すべき基準を超える場合には簡易除染を実施することが規定されている。

本業務では、県内の避難退域時検査場所候補地12カ所において、現地調査等を実施し、必要な情報を整理したうえで、「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル（令和4年9月28日付け内閣府（原子力防災担当）、原子力規制庁）（以下「マニュアル」という。）」に準拠した検査場所のレイアウト図を作成することにより、緊急時に円滑な対応ができる体制を構築することを目的とする。

### 3. 委託期間

契約締結日から令和6年2月29日（木）までとする。

### 4. 委託業務の内容等

伊方発電所の緊急時において、O I Lに基づく避難指示があった対象地区の住民が避難する際に、避難退域時検査場所となる各候補地において必要となる資機材・人員の配置検討を行い、現地調査を実施したうえで、検査場所のレイアウト図を作成する。

#### (1) 対象場所

所在市町	避難元市町	候補地
伊方町	伊方町※	三崎港
伊方町	伊方町※	観光交流拠点施設佐田岬はなはな
伊予市	伊方町※、八幡浜市、大洲市、伊予市	しもなだ運動公園
内子町	大洲市、西予市、八幡浜市、内子町、伊予市	内子町役場内子分庁舎
大洲市	大洲市	新谷公民館
大洲市	大洲市	菅田公民館
大洲市	大洲市	大成ふれあい広場
大洲市	八幡浜市、西予市	清流の里ひじかわ
西予市	八幡浜市、西予市	野村ダム駐車場・ほわいとファーム
宇和島市	宇和島市	コスモスホール三間
内子町	八幡浜市、大洲市、内子町	内子パーキングエリア
伊予市	八幡浜市、大洲市、内子町	伊予灘サービスエリア
合計		12箇所

※伊方町は、PAZ及び予防避難エリアに位置するが、放射性物質放出後に避難を実施した住民は、避難退域時検査の対象

## (2) 主要拠点

拠点名	住所
愛媛県庁	愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2
愛媛県庁南予地方局八幡浜支局	愛媛県八幡浜市北浜一丁目 3 番 37 号
大洲市役所	愛媛県大洲市大洲 690 番地の 1
西予市役所	愛媛県西予市宇和町卯之町三丁目 434 番地 1
宇和島市役所	愛媛県宇和島市曙町 1 番地
内子町役場	愛媛県喜多郡内子町平岡甲 168 番地
伊予市役所	愛媛県伊予市米湊 820 番地
高岡倉庫	愛媛県松山市高岡町 181 番地 1
伊吹倉庫	愛媛県宇和島市伊吹町西ノ久保甲 1482 番地 1
合計	9 拠点

## (3) 作成・提出するもの

① 航空写真等を基に以下の検査場所を図示し、車両及び住民の動線、要員等を配置したレイアウト図

- (ア) 検査場所本部
- (イ) 車両・住民誘導
- (ウ) 車両指定個所検査
- (エ) 車両確認検査
- (オ) 車両簡易除染・確認検査
- (カ) 住民指定個所検査
- (キ) 住民確認検査
- (ク) 住民簡易除染・確認検査
- (ケ) 放射線測定場所
- (コ) 通行証交付場所

② 車両検査及び住民検査におけるレーン数の検討書

③ 住民検査のための住民の動線、要員等を配置したレイアウト図

④ 各候補地の検査・除染可能台数及び人数、車両一時保管可能台数、資機材・要員必要数を取りまとめた一覧表

⑤ 各主要拠点から各候補地までの所要時間をとりまとめた一覧

## (4) 図面サイズ

A4判とする。ただし、配置の確認が困難な場合はA3判も可とする。

## (5) 色調

フルカラーとする。

## (6) レイアウト配置・凡例

① 各候補地敷地等の現地調査、実測の結果を踏まえ、実現可能であり、合理的なレーン数を設定することとし、検討の過程については、検討書として提出すること。

② 車両指定個所検査から、車両確認検査、車両除染、除染後の再検査の流れとする。なお、車両検査レーン数と車両除染レーン数は同数とする。

③ 住民検査は、テントを用いて屋外で検査及び簡易除染が行えるようにレイアウトを構築すること。

④ レイアウト図には、以下の配置を凡例とともに記載すること。

- (ア) 避難退域時検査本部
- (イ) 車両確認検査・除染・再検査スペース
- (ウ) 通過証（車両検査）交付場所
- (エ) 住民指定箇所検査スペース
- (オ) 住民確認検査スペース
- (カ) 住民除染・除染後の確認検査スペース
- (キ) 通過証（住民検査）交付場所
- (ク) 車両一時保管スペース

(7) 成果物の納品方法・条件

- ① 作成したレイアウト図を収納したデータをCD-R等の電子媒体で提出すること。
- ② 上記の電子媒体については、「Microsoft Word2019」、「Microsoft Excel2019」または「Microsoft PowerPoint2019」で編集可能なファイル形式を用いて保存し、納品すること。
- ③ 令和5年度愛媛県原子力防災訓練で使用予定の候補地<sup>※</sup>については、令和5年8月31日（木）までに必要な検討を終え、レイアウト図を提出すること。  
※使用予定地については、契約後に受注者に対し指示する。
- ④ 上記以外の候補地については、委託期間内に必要な検討を終え、レイアウト図を提出すること。

(8) 成果物提出場所

〒790-8570

愛媛県松山市一番町四丁目4-2

愛媛県県民環境部防災局原子力安全対策課原子力防災グループ（県庁第一別館3F）

(9) 著作権

本契約に従って作成された成果品に関する著作権については、愛媛県に帰属する。

## 5. レイアウト等の検討にあたっての条件等

(1) レイアウト全般

- ① 別添「避難退域時検査用資機材一覧」に記載した資機材を用いた配置の検討を行うこと。
- ② 事前に現地踏査、実測を行うこととし、必要に応じ、現地での実機を用いた調査等を行うこと。
- ③ 「原子力災害対策指針（原子力規制委員会）」、マニュアル等を参考にすること。
- ④ 検査前の動線と検査後の動線が交差しないこと。
- ⑤ 電気通信機器の配線が車両動線と交差しないように留意すること、なお、やむを得ず交差する場合は、ケーブルプロテクター等により配線を損傷しない措置を講じること。
- ⑥ 大型バス等の車両旋回スペースを確保すること。
- ⑦ 設営作業のスペースを確保すること。
- ⑧ 受注者は施設管理者から作業に必要な情報を入手すること。
- ⑨ 夜間の検査も想定して検査すること。

(2) 検査可能台数及び人数試算の前提

- ① 検討した人員配置により算出を行うこと。

② その他各検査項目に所要する時間等の条件について、疑義が生じた場合は、その都度提示する。

(3) 参集時間の測定

① 移動手段は乗用車によること。

② 各主要拠点から各候補地までの参集に要する時間の測定にあたっては、距離等を考慮して最も合理的な経路に加え、その経路が使用できない場合の代替経路を検討すること。

(4) その他

業務の実施に際し、作業内容の詳細で不明な点が生じた場合は、原子力安全対策課と調整すること。

## 5. 受注者の責務

(1) 遵守する事項

① 受注者は、本業務の実施にあたり、本仕様書に定める事項を確実に行うものとする。

② 受注者は、本仕様書に明記されていない細部の事項については県の指示に従うものとする。なお、たとえ指示がない場合でも、当然なされなければならない事項は、省略してはならない。

③ 受注者は、守秘義務を厳守し、本委託業務について知り得た事項は外部に漏らしてはならない。

④ 受注者は、本業の遂行に当たって、第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償すること。

⑤ 受注者は、その責めに帰すべき事由により、発注者に損害を与えた場合は、その損害を賠償すること。

⑥ 受注者は、契約締結後速やかに責任者を選任し、発注者へ届け出るものとする。